② 匿名組合契約による営業者の所得

36・37 共―21 の２　36・37 共―21 により営業者が匿名組合員に分配する利益の額は、当該営業者の当該組合事業に係る所得の金額の計算上必要経費に算入する。

○ 匿名組合契約における組合事業に係る営業者の所得について

匿名組合員は、営業者の営業から生じる利益の分配を受ける権利(利益配当請求権)を有しており(商法 538)、また、その営業者は、組合員に対し利益の分配をする義務を負っている(商法 535)。

本通達は、匿名組合契約の組合事業に係る所得は、匿名組合員に直接帰属するものではなく、いったんは営業者に帰属し、営業者が分配する利益については、営業者の組合事業に係る所得の金額の計算上必要経費に算入することになることを明らかにしたものである。